労基署だより

第95号
H27.10.26

名瀬労働基準監督署
TEL 0997-52-0574
FAX 0997-52-6869

☆☆　11月は労働保険適用促進強化期間　☆☆

労働保険（労災保険及び雇用保険）は、原則として、労働者を一人でも使用している事業場は適用事業（労働保険の適用を受ける事業）となり、その事業主は労働保険の加入手続きを行う必要があります。しかしながら、当署管内においても、小規模事業場を中心に、今なお、未手続事業場が存在しています。労働保険の加入手続きをとられていない事業主の方は、今すぐ、加入手続きをしましょう。

≪相談・お問い合わせ先：名瀬署労災課：0997-52-0574≫

☆☆　過重労働解消キャンペーン　☆☆

平成27年11月1日（日）～11月30日（月）

☆　長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。
☆　時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。
☆　労働基準法第37条（時間外・休日労働手当の支払い）に違反する賃金不払残業は、あってはならないものです。

～＊～＊～＊～＊～＊～＊～＊～＊～＊～＊～＊～＊～＊～＊～＊～＊～＊～＊～

これらの問題を解消するためには、時間外・休日労働の削減、健康管理体制の整備や健康診断の実施などの労働者の健康管理に係る措置、賃金不払残業を行わないという職場風土の改革や適正に労働時間の管理を行うためのシステムとチェック体制の整備などに取組むことが求められます。職場の実態をよく知る労使が一体となった取組みにより、過重労働を解消しましょう。監督署は、これらの問題を解消するための重点監督を実施することとしています。

平成27年における死傷災害発生状況（死亡災害及び休業4日以上の死傷災害）

（　　）は死亡

業種	平成27年（1～9月） 死傷者数（人）	構成比（%）	平成26年（1～9月） 死傷者数（人）	構成比（%）	対26年比較 増減数（人）	増減率（%）
全産業	52	100.0%	（2） 57	100.0%	-5	-8.8%
製造業	4	7.7%	（1） 6	10.5%	-2	-33.3%
鉱業	0	0.0%	0	0.0%	0	#DIV/0!
建設業	12	23.1%	（1） 17	29.8%	-5	-29.4%
運輸交通業	4	7.7%	4	7.0%	0	0.0%
貨物取扱業	5	9.6%	0	0.0%	5	#DIV/0!
農業	1	1.9%	1	1.8%	0	0.0%
林業	3	5.8%	5	8.8%	-2	-40.0%
畜産・水産業	2	3.8%	3	5.3%	-1	-33.3%
第三次産業	21	40.4%	21	36.8%	0	0.0%
陸上貨物運送事業	5	9.6%	2	3.5%	3	150.0%

鹿児島労働局ＨＰ
（http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/）

労働基準関係法令
各種様式集
（http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/hourei_youshikishu.html）

鹿児島県の最低賃金
1時間 694 円
http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/var/rev0/0109/9467/2015-0911-1.pdf

労働条件相談ほっとライン
長時間労働や賃金不払残業などのご相談を夜間・土日に無料でお受けします。
はい！ろうどう
0120-811-610
（http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000035v78-att/2r98520000035v8p_1_2_1.pdf）

職場のあんぜんサイト
（http://anzeninfo.mhlw.go.jp/）
■労働災害統計　■災害事例
■リスクアセスメントの実施支援システム
■化学物質　■免許・技能講習

働き方・休み方改善ポータルサイト
～　効率的に働いてしっかり休むために　～
企業の皆様が自社の社員の働き方・休み方の改善に是非ご活用ください。
（http://work-holiday.mhlw.go.jp/）

ストレスチェック制度
平成27年12月1日
スタート
（http://mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/kouhousanpo/summary/）

☆☆　こころほっとライン　☆☆

全国の労働者の皆様やその家族、企業の人事労務担当者の方々からの相談を電話でお受けいたします。
【専用ダイヤル】0120-565-455（通話料無料）
http://www.mhlw.go.jp/file/04-houdouhappyou-11201250-Roudoukijunkyoku-Roudoujoukenseisakuka/0000095968.pdf

労災かくしは犯罪です。

労災事故があった場合は、所轄の労働基準監督署に「労働者死傷病報告」を提出してください。労災事故に健康保険は使えません。

「労基署だより」は、労働局ホームページ（http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news_topics/kantoku/naze-rouki.html）に掲載しています。